旅行者免税制度 掲載例

アジア		
★	消費税と還付税率	付加価値税:10%/最大払い戻し率:8.18%
	還付の条件	加盟店で1日1店舗あたりKRW30,000以上の商品を購入し、免税書類を発行してもらう。購入日より3カ月以内に、韓国出国時の税関でスタンプを受領すること。デパートでは同一日のレシートをカスタマーセンターに持参して、合算した免税書類を作成してもらう。
	購入時の手続	①旅券を提示し、店員に免税書類の発行と必要事項を記入してもらう。必ずローマ字で記入すること。 ②免税書類と領収書の内容を確かめて受け取る。
	還付申請の手続	①出国税関で旅券、免税書類、未使用の購入商品等を提示し、免税書類に税関スタンプを受領する。(済州島、金浦、釜山では税関係員がスタンプ押印後、原本回収。控え (Customer Copy)が手元に残る。後日クレジットカード口座または銀行小切手が郵送されるので、カード番号と住所氏名 (ローマ字)を忘れずに記載する。) ②グローバルブルーの場合は払い戻しカウンターで、スタンプを受けたものを提出し、現金、小切手、クレジットカードへの払い戻しのいずれかを選択。 払い戻し有効期限は購入日より3カ月以内に申請すること。ただし、現金での受け取りを希望する場合は、購入日から2カ月以内に払い戻しカウンターに申請する。仁川空港カウンターではウォン、日本円、米ドルで受け取れる。日本円の受け取りは、成田空港・関西空港の払い戻しカウンターでも可能。

查証申請書記入例 掲載例

〈カンボジア 申請書-東京〉



税関申告書記入例 掲載例

カナダ 税関・検疫申告書

居住地が同じ方は4名まで1枚のカードで申告できます。

